

令和8年 月 日

淡路市長 戸 田 敦 大 様

淡路市国民健康保険運営協議会
会 長 宮 本 肇

答 申 書

淡路市国民健康保険運営協議会規則（平成17年淡路市規則第114号）第2条の規定に基づき諮問を受けた令和8年諮問第1号「淡路市国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額を定めることについて」（以下「本件諮問」という。）について、下記のとおり答申する。

記

第1 協議会の結論

本件諮問による淡路市国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額は、妥当である。

第2 協議会の判断の理由

1 法的根拠

令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、地方税法（昭和25年法律第226号）の改正規定は令和8年4月1日に施行される。

本改正により、「児童手当の拡充」や「妊婦のための支援給付」など、子どもや子育て世帯を社会全体で支援する「子ども・子育て支援制度」に要する費用を賄うため、国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、子ども・子育て支援納付金の納付に必要な課税額をいう。）が新設され、淡路市はこれを賦課徴収する義務がある。

2 淡路市国民健康保険の子ども・子育て支援納付金課税額

令和7年度「市町村国保事業費納付金・標準保険料率算定結果表」に基づき、淡路市が令和8年度に賦課すべき市町村標準保険料率による子ども・子育て支援納付金課税額の総額は3,426万725円と示されているところ、本件諮問に基づく次の各税率により試算した子ども・子育て支援納付金課税額の総額は、3,432万4,724円となり、妥当である

と認められる。

- (1) 所得割 100分の0.3
- (2) 均等割 1,200円
- (3) 平等割 900円
- (4) 18歳以上被保険者均等割 100円

以上の理由により、第1の結論のとおり答申する。

第3 付言

「子ども・子育て支援制度」では、子ども・子育て支援納付金の徴収総額が段階的に引き上げられること（令和8年度：約6,000億円、令和9年度：約8,000億円、令和10年度（満額時）：約1兆円）となっており、これに伴い淡路市の子ども・子育て支援納付金課税額についても適宜見直しを行う必要があることを申し添える。